

介護職員等

再就職準備金

貸付制度のお知らせ

応援します！

介護業務に再就職する皆さん！

介護職員等再就職準備金貸付制度は、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県福祉人材総合支援センターが離職した介護職員の再就職をサポートする制度です。



対象

次の①～④までの要件をすべて満たす方

- ① 介護職の実務経験が1年以上^{※1}あり
- ② 介護福祉士または実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員(ホームヘルパー)1級、2級等の修了資格を持ち
- ③ 岐阜県福祉人材総合支援センターに予め②の資格等の届出をし^{※2}かつ利用計画書を提出し
- ④ 岐阜県内の介護事業所・施設において介護職員等として再就職^{※3}する方

※ 必ず就職前にお申し込みください。

貸付額

総額 **40** 万円以内
(一人当たり一回限り)

返還免除型貸付金

(無利子。ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。)

申請方法

岐阜県福祉人材総合支援センターまでお問い合わせください。

※ 申請には要件を満たす連帯保証人が必要です。

- ※1 雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した日数が180日以上あること
- ※2 介護福祉士等、介護の資格を持つ方が介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍できるように創設された制度です。福祉人材総合支援センターに届出・登録することで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます
- ※3 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日まで、一定の期間が必要です

資格等の届出用
QRコード



岐阜県内で介護業務に2年間従事すると、

全額返還免除！

免除の要件等は裏面をご覧ください。

貸付対象となる経費、 返還免除の条件は 下記のとおりです！



● 返還免除条件 ●

- ① 岐阜県内の介護事業所・施設で
- ② 介護職員等^{※4}の業務に従事し
- ③ 以後継続して2年間^{※5}当該業務に従事したとき

● 貸付対象となる経費 ●

再就職により新たに必要となる費用で次のものが対象になります。

- ◇就職活動時に子どもの預け先を探す際の活動費
- ◇介護に係る学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料、参考図書等の購入費
- ◇介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ◇敷金、礼金、転居費
- ◇通勤用の自転車、バイクの購入費
- ◇通勤用の靴、防寒着、避暑着、帽子等の被服費
- ◇その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められるもの

※4 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において介護職員
その他主たる業務が介護等の業務である者

※5 在職期間が通算730日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した日数が360日以上あること

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
岐阜県福祉・農業会館3階

TEL.058-201-2261(直通)
ホームページ <http://www.winc.or.jp/>

- JR 岐阜駅・名鉄岐阜駅より
岐阜バス 県庁経由「OKB ふれあい会館」下車 徒歩1分
- JR 西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車

